



節湯(せつゆ)型機器



1. 住宅事業建築主の判断の基準

地球温暖化対策の一層の推進を図るために、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」が改正され、平成 21 年 4 月に施行されました。この省エネ法の規程に基づき、新たな住宅の省エネルギー性能の向上を促す措置として、「住宅事業建築主の判断の基準」が告示されました（経済産業省・国土交通省告示第 2 号；平成 21 年 1 月 30 日）。

住宅事業建築主の判断の基準では、住宅における省エネ対策を多角的に推進し、省エネルギー性能をより効果的に高めることを目的に、従来の断熱性能に加えて、空気調和設備、給湯設備等の建築設備の効率性について総合的に評価するため、「住宅で消費される一次エネルギー消費量」を指標とした基準が定められました。

住宅における一次エネルギー消費量のうち、その多くを給湯設備の一次エネルギー消費量が占めていることから、給湯設備の給湯負荷を低減することは住宅の省エネルギー性能の向上に大きく寄与します。

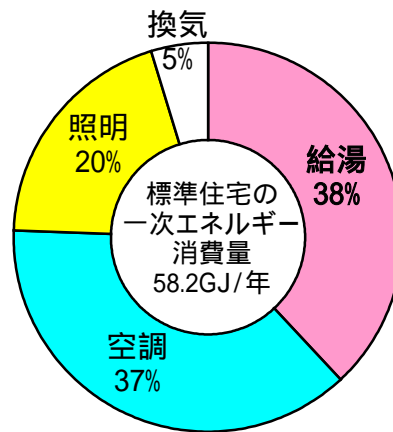
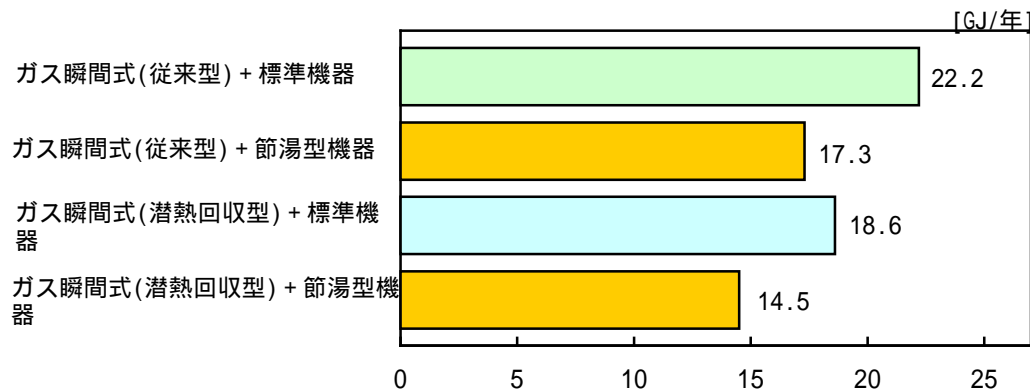


図 1 標準住宅における一次エネルギー消費量の内訳（ b 地域の場合）

2. 節湯型機器を考慮する目的

台所水栓や浴室のシャワーなどで湯水を使用する際、使用時に湯水を出しっ放しにしたり、必要以上の流量で使用したりすると、水の消費量が増えるだけでなく、給湯のためのエネルギー消費量も増大します。節湯型機器を設置することで、このような無駄な湯水を省き、不要な給湯エネルギー消費量を削減できます。



節湯型機器は、台所水栓「節湯 A B」、浴室シャワー水栓「節湯 A B」、小口径配管を採用した場合

図 2 給湯設備の一次エネルギー消費量の比較

3. 節湯型機器の定義

住宅事業建築主の判断の基準では、シングルレバー湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓、サーモスタット湯水混合水栓のいずれかであり、かつ表1に示す節湯A、節湯B、節湯ABのいずれかの種類にあてはまるものを、節湯型機器と判断します。

表1 節湯種類の定義（(社)日本バルブ工業会による）

節湯種類 ¹	台所水栓	浴室シャワー水栓
従来型	整流吐水型シングルレバー(最適流量6ℓ/分)	サーモ水栓+シャワーヘッド(最適流量10ℓ/分)
節湯A	手元等で容易に止水操作できること。 (従来型に対して削減率9%以上)	手元等で容易に止水操作できること。 (従来型に対して削減率20%以上)
節湯B	最適流量が5ℓ/分以下であること。 (従来型6ℓ/分に対して17%以上削減)	最適流量が8.5ℓ/分以下であること。 (従来型10ℓ/分に対して15%以上削減)
節湯AB	節湯Aおよび節湯Bの基準を満たしていること。	節湯Aおよび節湯Bの基準を満たしていること。

1 「2バルブ水栓」は、他の形式に比べ湯温度調整が困難であるために無駄な湯水の消費が増えると考えられているため、本基準では対象外とする。

2 (社)日本バルブ工業会で定めた節湯型機器の[モニター方法](#)にて、基準を満たしている機器を対象とする。

3 節湯型機器の一覧は、[各水栓メーカー](#)のホームページから検索することができます。また、順次カタログ等に掲載される予定です。

4. 節湯型機器の例

		節湯A	節湯B	節湯AB
台所	対象商品(例)	 ワイヤレススイッチ	 スポット微細シャワー	 タッチレス+スポット微細シャワー  タッチ式+コンパクト切替シャワー
	条件	・手元等で容易に止水操作ができること	・最適流量が5L/分以下であること	・節湯Aおよび節湯Bの基準を満たしていること
浴室	対象商品(例)	 プッシュ水栓  スイッチシャワー	 スプレーシャワー	 クリックシャワー
	条件	・手元等で容易に止水操作ができること	・最適流量が8.5L/分以下であること	・節湯Aおよび節湯Bの基準を満たしていること